

第4章 長府東部地区「防災マップ」

1 防災マップに対する考え方

(1) 防災マップの位置付け

長府東部地区「ふるさと防災マップ」は、以下の考え方に基づいて制作されている。

第一に、防災マップと市作成のハザードマップとの違いであるが、市作成のハザードマップが「どの区域にどのような危険があるか」を示す地図であるのに対し、防災マップは「具体的な危険箇所はどこか」「避難先はどこが望ましいか」「コンビニはどこにあるか」といった、防災に関してより生活視点で捉えた地図であると言える。

(2) 地区の選定

対象となる地区の選定に関しては、主に土砂災害を対象とする地区として四王司・新四王司・さつきヶ丘自治会（以下、山側地区）を、主に浸水災害を対象とする地区として松小田中央自治会（以下、海側地区）を選定した。

選定に当たっては、各自治会の協力が得られ、防災マップ作成に必要な人員が確保できることも条件に含めた。

(3) 地区ごとの課題

山側地区においては、避難路が狭い市道1本しかなく、川沿いのため増水の危険があることが課題である。3自治会1,300人が一斉に車で避難すればパニックが起きるため、防災マップ上に注記を入れた。また、山側地区では当初、小中学校を避難所として想定していたが、作成を進める中で、土砂災害時には小中学校が避難所として開設されないことが判明した。そのため、防災マップでは、災害種別ごとにどの避難所が開設されるが分かるよう、マークや注記などで明示している。

海側地区においては、まち歩きの中で、1994年の浸水水位が記録されている壁を発見し、これを標高に換算して想定水位とし、防災マップの浸水想定区域を策定した。さらに標高だけでは不十分と考え、地元住民への聞き取り調査も実施して防災マップに反映した。

長府体育館が避難所ではないことも今回確認した。そのため、防災マップにおいて注記を入れることで、住民の注意喚起を図っている。

(4) 作成上のポイント

当初は、ただで保管することを前提に、1枚の地図で山側・海側両地区をカバーし、裏面に諸情報を掲載する考えであった。しかし、検討部会において、それでは活用が進まないとの意見が出され、壁に貼ることを前提とするよう変更した。そのため、2地区を分割して2枚の地図にし、諸情報も表面に掲載することとした。これにより、分かりやすい防災マップにすることができた。

その際、地区を小さく分けすぎると、避難所が図内に収まらないといった問題が起きるので、地区の実情に合わせて適宜調整することが重要である。

(5) ツールの選定

防災マップの電子データ作成に当たっては、次年度以降に近隣の印刷会社・デザイン会社等に依頼することも考慮して、印刷業界における汎用的なツールとして最も普及している Adobe 社の Illustrator を採用した。

(6) 報告書への掲載に当たって

防災マップの実サイズは「A 1 版」(縦 594×横 841mm) である。報告書に掲載するに当たっては、これを A 3 サイズ (縦 297×横 420mm) に縮小している点をご了承いただきたい。実際の防災マップでは、文字サイズ等も本報告書の 4 倍の大きさとなる。

最新情報を入手しよう

山口県土砂災害警戒情報システム

- 大雨特別警報 ●大雨注意報・警報
 - 土砂災害警戒情報 ●土砂災害降雨危険度
- http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/



下関市防災メール（登録無料）

携帯電話やパソコンなどで事前登録しておけば、気象情報・地震情報・避難勧告などの避難情報をはじめ、交通安全・防犯情報、火災情報などの希望する情報がメールで配信されます。登録はこちら（空メール送信） bousai-shimonoseki-d@xpressmail.jp



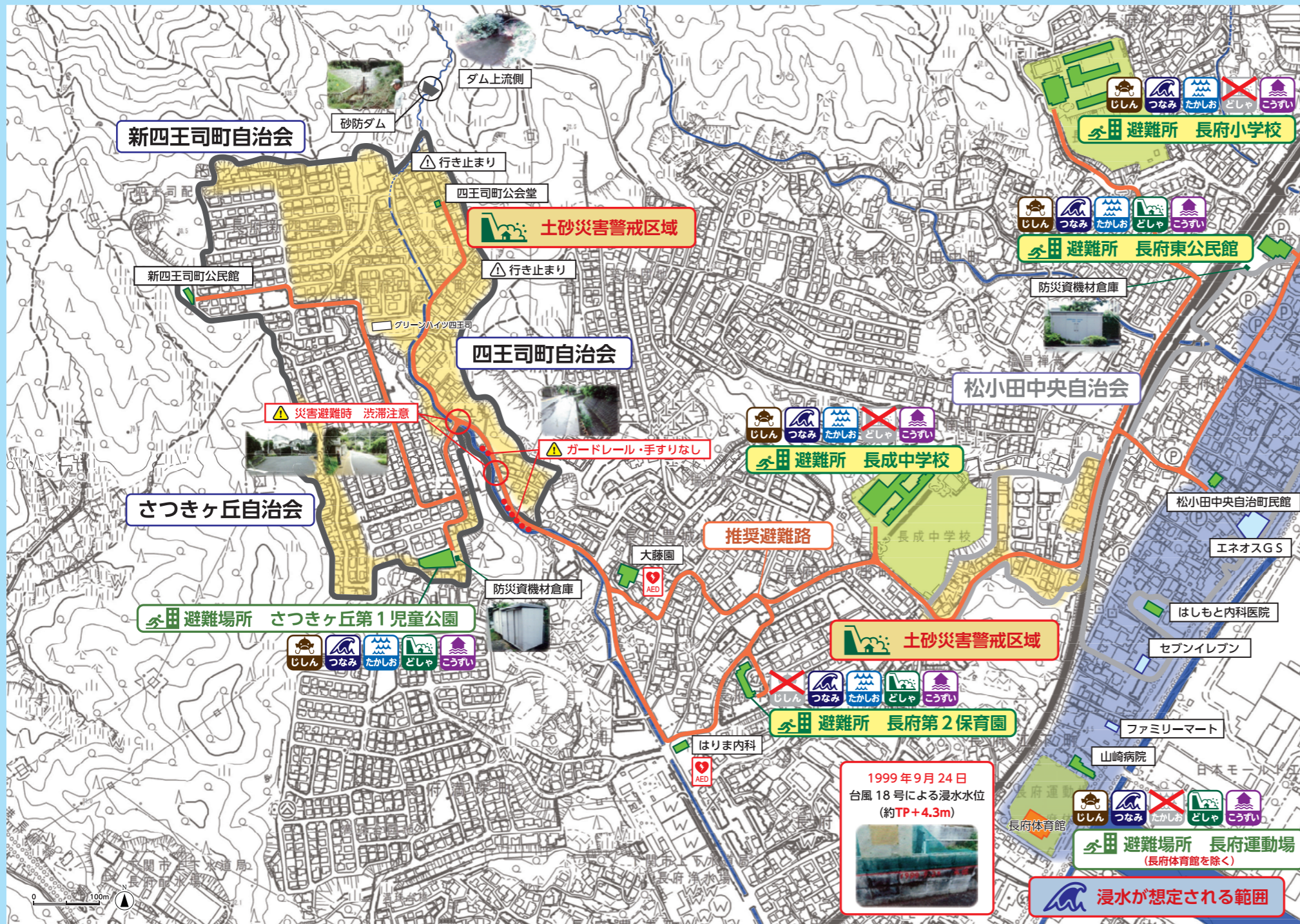
四王司町自治会
新四王司町自治会
さつきヶ丘自治会

防災マップ

2018.3.1（第7版）

～災害時の安全・安心は私たち自身の手で守ろう～

制作：長府東部地区まちづくり協議会



凡例

- 土砂災害警戒区域 (注1)
- 要注意箇所
- その他避難場所等
- コンビニ・GS(ガソリンスタンド)等
- 浸水が想定される範囲 (注2)
- 避難場所・避難所等
- 推奨避難路 (注3)
- 自治会境界

(注1) このマップには土砂災害特別警戒区域は表示していません。詳しくは下関市発行のハザードマップ等の資料をご覧ください。
(注2) このマップで表示した「浸水が想定される範囲」は、1999年9月の台風18号で実際に浸水した松小田中央自治会市民会館のブロックに記載されている高さ（標高に直した高さ）と地元の方々の記憶を元に作成しました。
(注3) 「推奨避難路」とは、あくまでも推奨する避難路であって、決して限定するものではありません。災害によっては「推奨避難路」も被害を受けている可能性があります。避難するときは、状況をよく確認の上で、ご自身の判断で避難してください。避難に当たっては徒歩による移動を想定しています。このマップでは、各自治会市民会館等から避難所までのルートを表示しました。

非常時持ち出し品チェックリスト

もしもの時に備え、普段から避難の持ち出し品を準備しておきましょう。定期的な点検も必要です。

情報収集のためのもの

- ラジオと予備電池
- 携帯電話と非常用充電器
- 公衆電話用10円硬貨
- 家族の写真（はぐれた時の確認用）
- 筆記用具

貴重品

- 現金
- 身分証明書（運転免許証など）
- 印鑑
- 預金通帳
- 健康保険証

生活用品など

- 飲料水
- 非常食（加熱しなくてよいゼリー飲料や缶詰、カンパンなど）
- 懐中電灯と予備電池
- 衣類・下着・靴・靴下
- タオル・ちり紙
- 医薬品・常備薬・マスク
- お薬手帳
- ろうそく・ライター・マッチ

何が必要かな？

必要に応じて

自分たちに必要なものを準備しましょう。



長府東部地区及びその付近にある避難所・避難場所一覧

No	名称	所在地	災害種別					収容人数	種別
			土砂	地震	津波	高潮	洪水		
1	長成中学校*	長府日の出町4-1	×	○	○	○	○	708	避難所
2	長府小学校*	長府松小田14-1	×	○	○	○	○	377	避難所
3	長府第2保育園	長府中六波12-26	○	×	○	○	○	84	避難所
4	長府第3保育園	長府松小田本町1-38	—	—	—	—	—	63	避難所
5	長府東公民館	長府松小田本町4-15	○	○	○	○	○	273	避難所
6	長府運動場(体育館を除く)	長府江下町	○	○	○	×	○	—	避難場所
7	西部高等産業技術学校	千鳥が丘21-3	×	○	○	○	○	476	避難所
8	千鳥が丘2号公園	長府千鳥が丘町	×	○	○	○	○	—	避難場所
9	長府扇町第1運動場	長府扇町4番	○	○	○	×	○	—	避難場所
10	掛州公園	長府才川2丁目	×	○	○	○	○	—	避難場所
11	陽光台公園	長府才川2丁目	×	○	○	○	○	—	避難場所
12	さつきヶ丘児童公園	長府満珠町さつきヶ丘	○	○	○	○	○	—	避難場所
13	扇町運動広場	長府扇町4番	○	○	○	×	○	—	避難場所
							合計	1,981	

*長成中学校、長府小学校：両校とも土砂災害警戒区域に指定されているため、土砂災害時には避難所としては開設されません。
※ 大字は長府東部地区にある施設
※ 避難所と避難場所の違い

避難所	被災した人あるいはその可能性のある人が、一定期間避難生活をする場所。小中学校や公民館などが多い。
避難場所	一時的に身を守るために避難する場所。地域の集合場所的な意味もある。学校のグラウンド、公園等のオープンスペースが多い。

※ 江下の体育館、扇町のアクティブセンターは指定避難所にはなっていません。

市から発表される避難情報

	発表基準	我々が取るべき行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨警報が発表されている状態で、2時間以内に土砂災害警戒情報の基準を超過すると予想される場合 ●強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ●夕刻までの段階で夜間から明け方に、土砂災害情報の基準を超過されると予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難支援者は支援行動を開始してください ●通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出袋の用意など、避難準備を始めてください ●高齢者や障害者の方（要支援者）など、避難に時間がかかる人は、立ち退き避難を開始してください
危険度 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報が発表された場合 ●大雨警報が発表されている状態で、「記録的短時間大雨情報(100mm/h以上)」が発表された場合 ●土砂災害の前兆現象（湧水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見・通報された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●通常の避難行動ができる人は、立ち退き避難を開始してください ●安全に立ち退き避難が出来ない場合は、屋内退避等により身の安全を確保してください
危険度 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害警戒情報が発表されている状態で、「記録的短時間大雨情報(100mm/h以上)」又は「大雨特別警報」が発表された場合 ●土砂災害が発生又は発生の恐れが切迫している場合 ●土砂災害の前兆現象（湧水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見・通報された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●まだ避難していない人は、直ちに立ち退き避難を行ってください ●避難途中の人は、避難所に至急避難を完了してください ●安全に立ち退き避難できない場合は、命を守るための最大限の行動をとってください

※立ち退き避難とは
①指定避難所への移動
②（自宅等からの移動して）更に安全な場所へ移動（公共施設、親戚、友人の家等）
③近隣の堅牢で高い建物等への移動

この防災マップは、平成29年度共同調査研究事業（下関市・一般財団法人地方自治研究機構）により制作しました。この地図の作成に当たっては、下関市長の承認を得て、同市発行の2,500分の1下関市基本図を使用したためです。（承認番号 下都第133号）

■市から発表される避難情報

発表基準	我々が取るべき行動
<p>避難準備情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報が発表されている状況で、2時間以内に土砂災害警戒情報の基準を超過すると予想される場合 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 夕刻までの段階で夜間から明け方に、土砂災害情報の基準を超過されると予想される場合 	<ul style="list-style-type: none"> 避難支援者は支援行動を開始してください 通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常持出袋の用意など、避難準備を始めてください 高齢者や障害者の方（要支援者）など、避難に時間がかかる人は、立ち退き避難を開始してください
<p>避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表された場合 大雨警報が発表されている状況で、「記録的短時間大雨情報(100mm/h以上)」が発表された場合 土砂災害の前兆現象（湧水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見・通報された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる人は、立ち退き避難を開始してください 安全に立ち退き避難が出来ない場合は、屋内退避等により身の安全を確保してください
<p>避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報が発表されている状況で、「記録的短時間大雨情報(100mm/h以上)」又は「大雨特別警報」が発表された場合 土砂災害が発生又は発生のおそれがある場合 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 	<ul style="list-style-type: none"> まだ避難していない人は、直ちに立ち退き避難を行ってください 避難途中の人は、避難所に至急避難を完了してください 安全に立ち退き避難できない場合は、命を守るための最大限の行動をとってください

※立ち退き避難とは
 ①指定避難所への移動
 ②（自宅等からの移動して）更に安全な場所へ移動（公共施設、親戚、友人の家等）
 ③近隣の堅牢で高い建物等への移動

■非常持ち出し品チェックリスト

もしもの時に備え、普段から避難の持ち出し品を準備しておきましょう。定期的な点検も必要です。

- | 情報収集のためのもの | 生活用品など |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ラジオと予備電池 携帯電話と非常用充電器 公衆電話用 10 円硬貨 家族の写真（はくれた時の確認用） 筆記用具 | <ul style="list-style-type: none"> 飲料水 非常食（加熱しなくてよいゼリー飲料や缶詰、カンパンなど） 懐中電灯と予備電池 衣類・下着・靴・靴下 タオル・ちり紙 医薬品・常備薬・マスク お薬手帳 ろうそく・ライター・マッチ |
| 貴重品 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 現金 身分証明書（運転免許証など） 印鑑 預金通帳 健康保険証 | |

何が必要かな？

必要に応じて
 自分たちに必要なものを準備しましょう。

■
 ■
 ■
 ■
 ■
 ■
 ■



■長府東部地区及びその付近にある避難所・避難場所一覧

No	名称	所在地	災害種別					収容人数	種別
			土砂	地震	津波	高潮	洪水		
1	長成中学校*	長府日の出町4-1	×	○	○	○	○	708	避難所
2	長府小学校*	長府松小田14-1	×	○	○	○	○	377	避難所
3	長府第2保育園	長府中六波12-26	○	×	○	○	○	84	避難所
4	長府第3保育園	長府松小田本町1-38	—	—	—	—	—	63	避難所
5	長府東公民館	長府松小田本町4-15	○	○	○	○	○	273	避難所
6	長府運動場(体育館を除く)	長府江下町	○	○	○	×	○	—	避難場所
7	西部高等産業技術学校	千鳥が丘21-3	×	○	○	○	○	476	避難所
8	千鳥が丘2号公園	長府千鳥が丘町	×	○	○	○	○	—	避難場所
9	長府扇町第1運動場	長府扇町4番	○	○	○	×	○	—	避難場所
10	掛州公園	長府才川2丁目	×	○	○	○	○	—	避難場所
11	陽光台公園	長府才川2丁目	×	○	○	○	○	—	避難場所
12	さつきヶ丘児童公園	長府瀬崎町さつきヶ丘	○	○	○	○	○	—	避難場所
13	扇町運動広場	長府扇町4番	○	○	○	×	○	—	避難場所
							合計	1,981	
*長成中学校、長府小学校：両校とも土砂災害警戒区域に指定されているため、土砂災害時には避難所としては開設されません。									
14	豊浦高校	長府宮崎町1-1	○	○	○	×	○	510	避難所
15	関見台公園	長府宮崎町	×	○	○	○	○	—	避難場所
16	長府中学校	長府逢坂町3-1	×	○	○	○	○	411	避難所
17	豊浦小学校	長府亀の甲2丁目2-1	○	○	○	○	○	468	避難所
18	長府公民館	長府土居の内町1-6	○	○	○	○	○	220	避難所
19	すみれ保育園	前田1丁目9-1	×	○	○	○	○	105	避難所
							合計	1,714	

※ **太字** は長府東部地区にある施設
 ※ 避難所と避難場所の違い
 避難所 被災した人あるいはその可能性のある人が、一定期間避難生活をする場所。小中学校や公民館などが多い。
 避難場所 一時的に身を守るために避難する場所。地域の集会所的な意味もある。学校のグラウンド、公園等のオープンスペースが多い。
 ※ 江下の体育館、扇町のアクティブセンターは指定避難所にはなっていません。

■最新情報を入手しよう

山口県土砂災害警戒情報システム

- 大雨特別警報
- 大雨注意報・警報
- 土砂災害警戒情報
- 土砂災害降雨危険度

<http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/>

QRコード

下関市防災メール（登録無料）
 携帯電話やパソコンなどで事前登録しておけば、気象情報・地震情報・避難勧告などの避難情報をはじめ、交通安全・防犯情報、火災情報などの希望する情報がメールで配信されます。
 登録はこちら（空メール送信） bousai-shimonoseki-d@expressmail.jp

■凡例

- 土砂災害警戒区域(注1)
- 浸水が想定される範囲(注2)
- 要注意箇所
- 避難場所・避難所等
- その他避難場所等
- 推奨避難路(注3)
- コンビニ・GS(ガソリンスタンド)等
- 自治会境界

(注1) このマップには土砂災害特別警戒区域は表示していません。詳しくは下関市発行のハザードマップ等の資料をご覧ください。
 (注2) このマップで表示した「浸水が想定される範囲」は、1999年9月の台風18号で実際に浸水した松小田中央自治会町民会館横のブロック欄に記載されている高さ（標高に直した高さ）と地元の方々の記憶を元に作成しました。
 (注3) 「推奨避難路」とは、あくまでも推奨する避難路であって、決して限定するものではありません。災害によっては「推奨避難路」も被害を受けている可能性があります。避難するときは、状況をよく確認した上で、ご自身の判断で避難してください。避難に当たっては徒歩による移動を想定しています。このマップでは、各自治会町民会館等から避難所までのルートを表示しました。

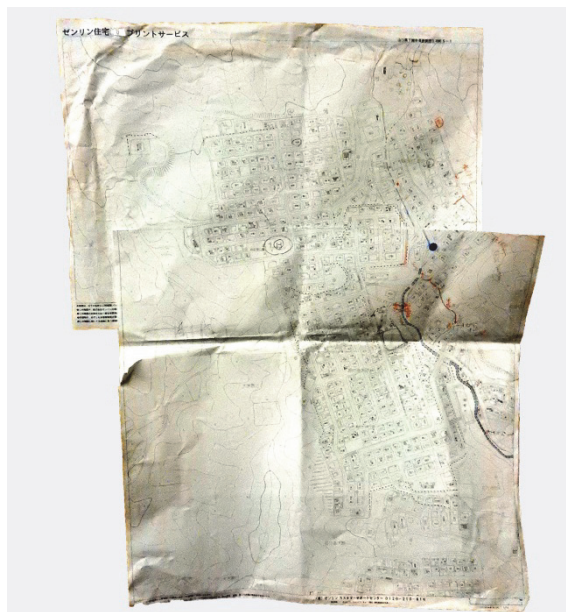
2 防災マップ作成過程の原稿

(1) まち歩き用地図

ここでは、防災マップの作成過程で使用した地図（原稿類）を、順を追って掲載する。織り込んである完成版の防災マップと比較して、作成過程の参考としていただきたい。最初は、まち歩きに使用した地図である。書き込みやすさを重視して、市販の住宅地図を使用している。



まち歩きしながら書き込んだマップ（海側地区）



まち歩きしながら書き込んだマップ（山側地区）

(2) 暫定まとめ図

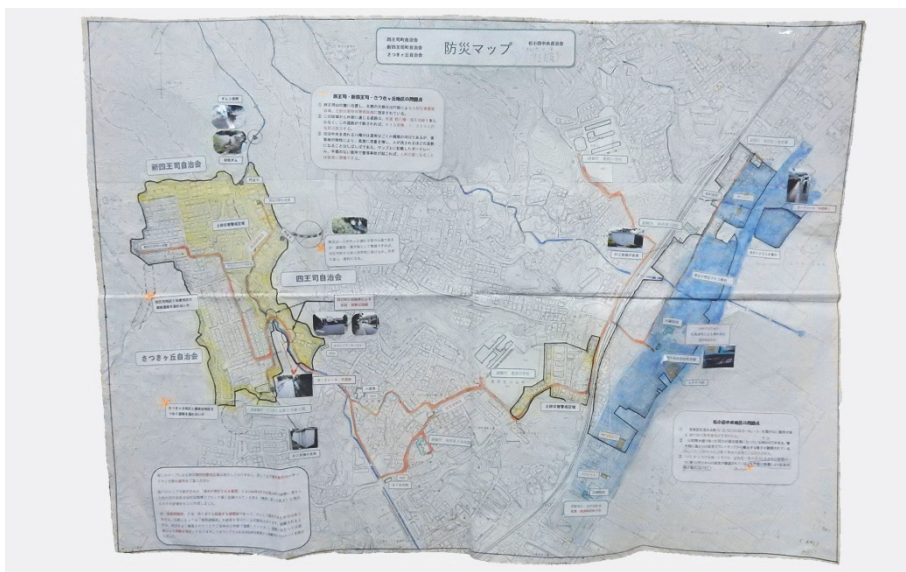
2番目は、まち歩きを終えて、書き込んだ内容を付箋等で整理した地図である。以降は、都市計画課から入手した2,500分の1の地図を原図として使用している。なお、本図の作成時点では、山側地区と海側地区は1枚の図とする予定であったため、1枚で両地区を含む構成となっている。



暫定まとめ図

(3) 編集加工図

最後は、暫定まとめ図を基に、編集・加工して清書した地図である。この図を原稿として、基礎調査機関（次年度以降においては印刷会社・デザイン会社等）に電子データ化を依頼した。



編集加工図

防災マップ作成マニュアル

平成 30 年 3 月

長府東部地区まちづくり協議会

目次

1 概説及び目的	75
2 作業の全体像	75
3 各作業の詳細	77
4 マップ作成により分かった問題点	89

参考資料1 岡山県真庭市 ^{かいで}開田連合自治会

参考資料2 岡山県岡山市 操明学区連合自主防災会

注：参考資料1、2については、「第3章 現地調査報告」と重複するため、本報告書では割愛している。

1 概説及び目的

平成 29 年度下関市調査研究事業に、長府東部地区まちづくり協議会（以下、まちづくり協議会と言う）の「ふるさと防災マップづくり事業」が採択された。これに伴い、7月から防災マップ作成のための作業を始めた。

今回、マップ作成作業終了に当たり、作成プロセスを、来年度以降「ふるさと防災マップ」を作られる方の参考になればと、「作成マニュアル」というかたちで記録することにした。

最終章で、今回の作業で分かったマップ作成上の問題点及び自主防災組織活動をする上での若干の提案をした。

2 作業の全体像

作業のフローチャートは以下のとおりである。

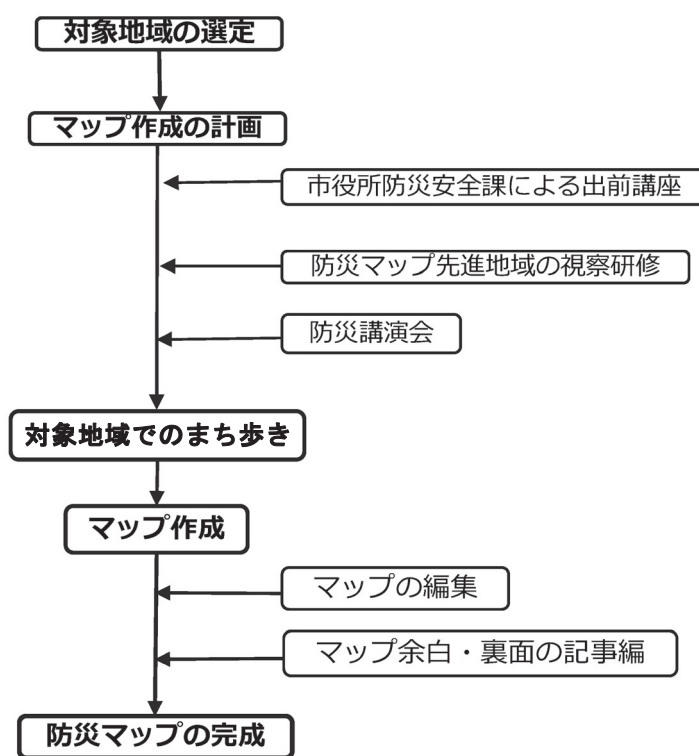


図1 作業フローチャート

次ページ表-1に活動内容を時系列に沿って示した。

表－１ 2017年度 防災マップ作成に関わる活動内容

月日	名称	場所	内容	備考
6月28日	事前打ち合わせ	市役所 308会議室		
7月4日	第1回委員会事前調整	長府東公民館	参加経緯の説明他	
7月5日	第1回委員会	勝山公民館	公募・選定に至るまでの経過報告	
8月1日	第1回検討部会	長府東公民館	・対象地区の決定 ・作成工程（案）の説明 ・その他	
8月10日	作成分科会	長府東公民館	講演会の準備及びマップ作成詳細計画について	つくろう部会 メンバー
8月17日	防災課による出前講座	長府東公民館	ハザードマップの説明・解説	
8月29日	先進地視察研修	岡山県真庭市	真庭市開田地区における自主防災活動の視察。主に防災マップについて	
8月30日	先進地視察研修	岡山県岡山市	岡山市操明学区における自主防災活動の視察。主に防災マップについて	
9月3日	防災講演会	長府東公民館		
9月5日	第2回検討部会	長府東公民館		
9月18日	まち歩き	松小田中央自治会	マップ作成のための調査	
9月24日	まち歩き	新四王司町自治会 さつきヶ丘自治会	マップ作成のための調査	
9月30日	過去の浸水水位の測量	松小田中央自治会	松小田中央自治会会館横のブロック塀	
10月1日	まち歩き	四王司町自治会	マップ作成のための調査	
10月6日	マップ作成	四王司町公会堂	四王司町自治会	
10月9日	マップ作成	新四王司町公民館	新四王司町・さつきヶ丘	
10月10日	マップ作成	高齢者生活相談室	松小田中央自治会	
10月18日	第3回検討部会	長府東公民館		
10月26日	第2回委員会	長府東公民館		
11月6日	作成分科会	大藤園	マップ裏面記事について	
11月17日	新ハザードマップ説明会	長府東公民館	防災安全課が説明	
11月22日	防災安全課との意見調整	市役所防災安全課	11/17の再確認	
11月29日	第4回検討部会	長府東公民館	裏面記事、要介護者支援	
12月13日	作成分科会	長府東公民館	最終の編集内容について	
1月16日	第5回検討部会	長府東公民館	マップ、マニュアル（本書）内容の最終確認	
2月2日	第3回委員会	長府東公民館	マップ、マニュアル（本書）及び報告書の承認	

3 各作業の詳細

(1) 対象区域の選定

第1回検討部会において、連合自治会の協力のもと担当自治会長了解の上下記のとおり決定した。選定理由は次のとおり。

- ・土砂災害指定区域が多く含まれ、対策が急がれたこと（新四王司自治会他）
- ・過去に水害があったこと（松小田中央自治会）
- ・自治会の協力が得やすく、まち歩きやマップ作成を行う人材が確保できたこと（共通）

①土砂災害警戒区域

新四王司町自治会・四王司町自治会・さつきヶ丘自治会の3自治会をまとめて1地区とし、対象地区とした。

②津波・浸水警戒区域

松小田中央自治会を対象地区とした。

(2) マップ作成の計画

防災マップの重要性を再認識するため、地元住民あるいはマップ作成担当者を対象に、以下のような講演会・研修を行った。

①市役所防災安全課による出前講座

1. 防災安全課作成の防災マップ（ハザードマップ）の一般的説明。
 - ・長府東部地区で想定される災害
 - ・長府東部地区における各種ハザードマップの説明（津波ハザードマップ、高潮ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、揺れやすさマップ）
2. 住民自身が作成する今回の防災マップに記載項目の提案。
 - ・ハザードマップに記載されている情報、記載されていない情報の整理
 - ・住民による防災マップ作成時の留意点

以上の内容について、市の牧田主任、合澤さんに説明してもらった。参加者は34名であった。

②防災マップ先進地域の視察・研修

マップ作成は、今回全員が初めての経験なので、先進地域の状況あるいは完成したマップを確認理解するため視察・研修を行った。視察地域の選定に当たっては、一般財団法人地方自治研究機構（以下、機構と言う）から十数件の地域を推薦してもらい、それをもとに我々で特徴等をマトリックスにまとめた（表-2参照）。

効率的にするため以下の2か所を選定し、第1回検討部会で承認を受けた。

i) 岡山県真庭市開田^{まにわ かいで}連合自治会

当地は、旭川中流に位置する中山間地域で、過去の台風で土砂災害の被害を受けている。

ii) 岡山県岡山市操明^{そうめいがっく}学区連合自主防災会

当地は、旭川最下流部に位置し、想定している災害は、高潮等による浸水災害である。
視察・研修の報告書については、本マニュアルの巻末に参考資料として添付する。

表一2 視察地選定のためのマトリックス

	岡山市操明学区	建部町川口地区	開田自治会	おおうだ南部地域	水の自遊人アサガ隊	武雄市、北方町、多久市
場所	岡山県岡山市	岡山県建部町	岡山県真庭市 (旧落合町)	奈良県宇陀市	山口県防府市	佐賀県
対象員数	約7,000人	約680人	約250人	人数不明(3自治体)	不明	不明
地域の特色	【旭川の河口部】 旭川と百間川に挟まれた平野部。ウォーキング大会に危険個所を組み込むなどして防災意識の高揚に努めている。	【旭川の上流部】 過去に災害経験あり。地区住民と消防が連携した防災対応が出来上がっている。	【旭川の中流部】 H10年の台風10号の反省から消防団を中心に積極的な防災対応を進めている。地域の付き合いが強く、高齢者の把握が出来ている。	【奈良県北部・内陸部】 詳細は不明	【1級河川佐波川下流域】 過去には佐波川本川がしばしば氾濫していたが、上流にダム(佐波川ダム、島地川ダム)が建設され、1972年(昭和47年)昭和47年7月豪雨災害以降は、河川氾濫による浸水被害は出ていない。2009年の7月豪雨で流域の沢で土石流が発生。14名死亡。	【有明海にそそぐ筑後川、六角川等の下流域】 地形的要因で豪雨時に自然排水が困難。過去には大規模な水害が頻繁に起こっている。
マップを作る目的及び特色	いざという時に必要な情報をマップに反映させる。消火栓の位置、道路の有効幅、避難場所・避難所の位置等	過去の災害の位置などを教訓をマップに反映する。	災害の時に知っておくべき生きた情報(土嚢が配備されている場所や要介護者の居住状況)をマップに反映	避難所・役に立つ施設・危険個所等を写真付きで、マップに記載。	【自助】 ①避難する際の目安を理解し、目らの判断で避難できる。 ②避難場所、経路を把握し、自ら避難できる。 【共助】 ①地域において助け合いの体制を作る。 ②防災体制について話し合い、地域の防災力向上に努める。	
費用	35万円 4色 2,000部	不明	不明	不明	不明	不明
適否	◎	○	◎	△	○	△

iii) 参加者及び行程

表－3 先進地視察参加者

所 属	人 数
新四王司町	1名
四王司町	1名
まちづくり協議会	4名
地方自治研究機構	3名

表－4 先進地視察行程

8月29日(火) 真庭市		8月30日(水) 岡山市	
8:47	長府駅発	9:03	岡山駅バスセンター発
↓	(下関駅で乗換)	↓	(岡電バス)
9:19	小倉駅着	9:38	岡山ふれあいセンター視察
9:27	小倉駅発		
↓	(JR山陽新幹線)		
10:52	岡山駅着	↓	(岡電バス)
11:07	岡山駅発	13:12	岡山駅着
↓	(JR津山線)	14:15	岡山駅発
12:13	津山駅着	↓	(JR山陽新幹線)
12:46	津山駅発	14:50	広島駅着
↓	(JR姫新線)	14:54	広島駅発
13:20	吉見駅着	↓	(JR山陽線)
↓	(タクシー)	15:48	厚狭駅着
13:40	開田コミュニティハウス視察	16:16	厚狭駅発
↓		↓	(JR山陽線)
16:10		16:34	長府駅着 解散
↓	(タクシー)		
16:20	吉見駅発		
↓	(JR姫新線)		
16:58	津山駅着		
17:29	津山駅発		
↓	(JR津山線)		
19:01	岡山駅着		
	岡山市 宿泊		

③防災講演会

当該地区住民の防災意識を高めるため、外部講師を招いて防災講演会を行った。

●開催日 平成 29 年 9 月 3 日（日）10 時～12 時

●場所 長府東公民館 3F 講堂

●講師 NPO 法人「神戸の絆 2005」専務理事
金芳 外城雄（かねよし ときお）先生

先生は、被災時には神戸市教育委員会総務部長をされており、その後、東灘区長・収入役等を歴任されたのち現職に至る。神戸市の復旧だけでなく復興にも多大な貢献をされている。

●テーマ 阪神・淡路大震災から学ぶこと

●出席者数 105 名

【担当者の意見・感想】

- ・若い世代の出席者が極端に少なかった。中高校生の出席は皆無。
- ・PR の手段を回覧版だけに頼る事には限界がありそうだ。
- ・主催者側の不手際で、聞きにくかったり配布資料が小さすぎて読みにくかったりしたようだ。
- ・講師選定に当たっては、最初熊本市付近被災地の自治会長あるいは自主防災組織会長を考えていたが、相手側が非常に多忙であり都合がつかなかった。防災安全課のアドバイスで『神戸の絆』を紹介してもらい、直接連絡して了解してもらった。
- ・電話・メール等で連絡・打ち合わせはできるが、直接面会の上打合せをしないと中々こちらの真意・意図は伝わらない。なるべく近くの講師を選んだ方がよいと思う。

（3）対象地域でのまち歩き

①まち歩きメンバーの選定

メンバーの選定は各自治会長にお願いした。小中学生の参加を模索したが、PR 不足と学校等の行事があり、参加はなかった。

参加したメンバーを表-5 に示す。

②準備するもの

必要な文具等は、2 班が同時に作業することを想定して 2 セット準備した。

表-6 に、まち歩きに必要な物を示す。

表-5 まち歩きに参加したメンバー

所 属	人 数	所 属	人 数
四王司町	4名	地域包括支援センター	1名
新四王司町	2名	検討部会 (まちづくり協議会)	4名
松小田中央	4名		

表-6 まち歩きで準備するもの

	品 名	規 格	数 量	備 考
1	画板	大	1個	
2	クリップ	大	4個	画板に地図を固定するため
3	鉛筆	黒色 2B	1打	
4	鉛筆	赤色	2本	
5	消しゴム		2個	
6	カッター		2個	
7	バインダー		2個	
8	のり		1個	
9	ハサミ		1個	
10	定規		1本	
11	三角定規		1組	
12	附箋	小、中	1個	
13	コンベックス	5m	1個	道路幅員等の測定
14	色鉛筆	12色	1組	
15	サインペン	黒色	5本	
16	サインペン	赤色	5本	
17	フェルトペン	黒色、太	2本	
18	蛍光ペン	5色	1組	
19	デジタルカメラ		1台	私物を使った
20	小物入れ		1個	
21	収納容器		1個	

③マップに記載する事項

防災マップに記載する事項を表-7に示す。

この表は一般的な記載項目であって、該当するものが無い地区もあるので、実際にマップを作成する地区で取捨選択すればよいと思う。

表-7 マップに記載する事項

記載する事項	写真	備考
避難場所	○	階段等の注意事項
避難所	○	
避難所・避難場所以外の公園・空地	○	
避難所になっていない学校・役所	○	階段等の注意事項
高台・避難可能な建物（民間も含む）	○	
コンビニ等		
道路幅が狭いところ・袋小路	○	階段等の注意事項
河川	○	ガードレール手摺等が無いところ
医療機関		
消火栓		今回は必要ないと判断した
警察署・消防署		
防災資機材の置場、リスト	○	
公衆電話		
AED 設置個所		
公衆トイレ	○	
過去に災害があった場所	○	
ガソリンスタンド		
建設会社		
災害時要介護者の名簿		今回は問題提起にとどめる 来年以降の課題
被災推定区域		

④まち歩きの日程

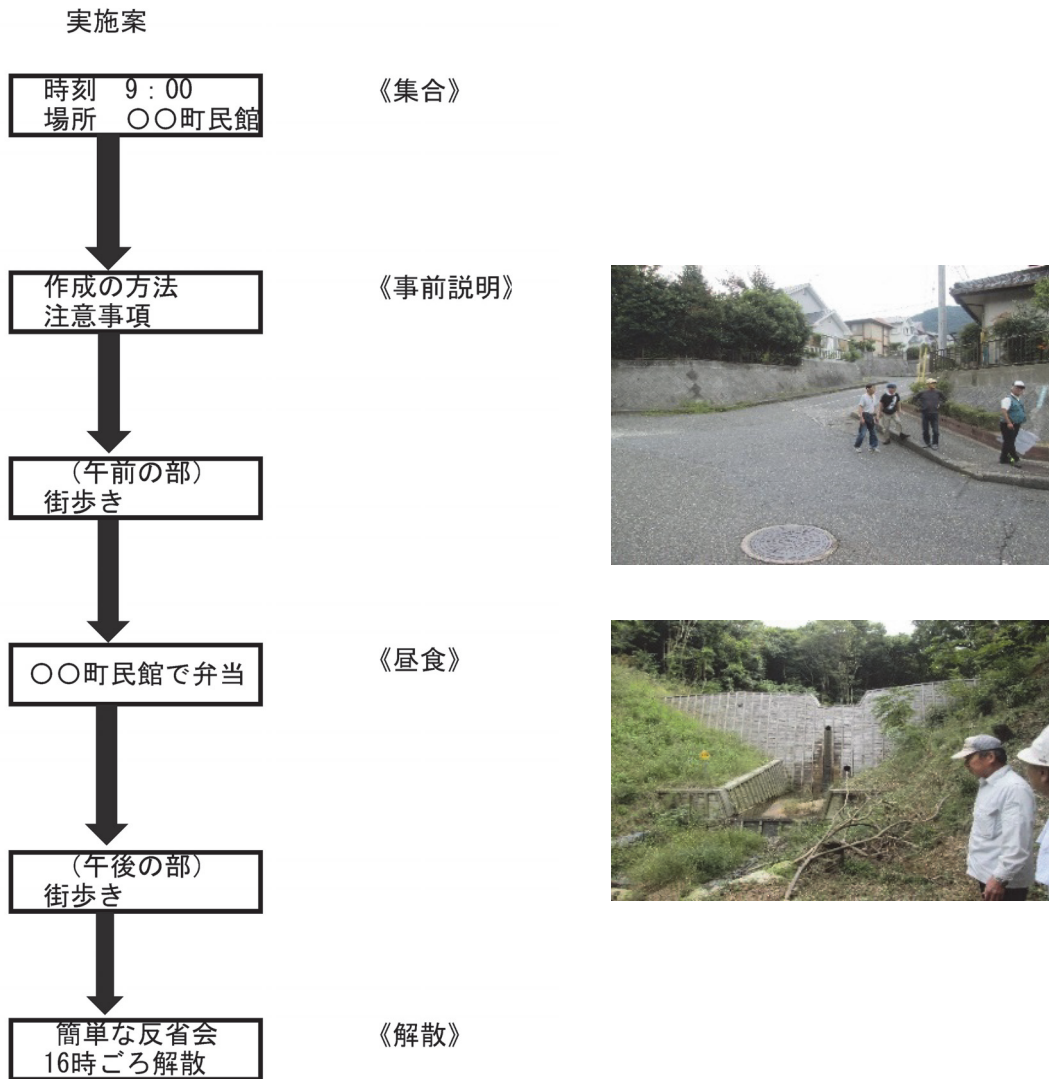
メンバーの仕事等を考慮して休日を選定した。天候等を考え予備日を設けた。

表-8 まち歩きの実施日程

月日	曜日	実施した地区	備考
9月17日	日	新四王司町・さつきヶ丘	台風18号で中止
9月18日	月	松小田中央	敬老の日
9月24日	日	新四王司町・さつきヶ丘	
10月1日	日	四王司町	

⑤当日の行程

当日の行程を実施案のフロー図で示す。



図一 2 まち歩き実施案

⑥まち歩き役割分担

あらかじめ役割分担を決めていた方がスムーズに進むので一例を下表に示す。

表－9 役割分担表の作成例

係	役割	担当者
リーダー	目的を明確にして実施する。 予定時刻内に終了するよう気を配る。	
サブリーダー	リーダーを補助する。 交通安全には十分気をつける。	
点検係	危険箇所等のチェックをする。 必要事項を記録する。	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 担当者を決定後、 この欄に適宜記入 する。 </div>
点検係	危険箇所等のチェックをする。 必要事項を記録する。	
記入係	点検箇所、撮影箇所等を地図に記入する。	
写真係	必要と思われる箇所は、もれなく撮影する。	

⑦実際にまち歩きをして

実際のまち歩きの状況を新四王司・さつきヶ丘地区を例に記述する。

画板に**住宅地図のコピー**をクリップで止め必要事項を書き留めるようにした。最初は国土地理院作成の**2,500分の1の地形図**を利用したが、松小田中央のまち歩きで地図が小さすぎて記入しづらいという意見が出たので住宅地図を利用した。住宅地図は長府地区のものを1冊購入し**まちづくり協議会の事務局（長府小学校内）**に常備しておく。なお、文房具等の備品は収納ケースに入れて**長府東公民館駐車場にある防災資機材保管庫**に収納しておく。

9月24日（日）朝9時に新四王司町公民館に集合し、記載事項の確認、交通安全を再確認したのちまち歩き開始。公民館から四王司山方向に進み、土砂災害警戒区域を中心に見て回った。想定避難路を確認するため、新四王司からさつきヶ丘に向かった。特に**さつきヶ丘入り口の交差点、その下流の八幡川左岸のガードレールが設置していない状況**に注目した。そのあと指定避難所の**第2保育園まで歩き避難路を再確認**した。さつきヶ丘町民館で昼食（弁当）を取り、反省会を行った。まち歩き自体は午前中で大体終了したが、食事をとりながらみんなで話すことは、まさにツールボックスミーティングであり非常に有効かつ重要であろう。マップの作製を10月9日に行うことを決め、午後2時頃解散した。

松小田中央地区のまち歩きで特筆しておきたいことは、松小田中央町民館の横のブロック塀に**1999年9月24日の台風18号で浸水した水位**がペンキで記録してあったことである。後日この高さをもとに浸水位の標高を求め、防災マップに反映した。



⑧マップの作成

まち歩きで必要事項を記入したマップ（住宅地図）をもとに国土地理院の地形図（2,500分の1）に書き込んだり写真を貼ったりしてマップを作り込む。



まち歩きしながら書き込んだ
マップ（松小田中央）



まち歩きしながら書き込んだマップ
（四王司町、新四王司町、さつきヶ丘）

【担当者の意見・感想】

- ・まち歩きしながら記入するので文字は自然と大きくなる。多少はみ出ても気にしないでどんどん書き込んでいく方が後で整理しやすい。
- ・住宅地図が作成された時期とタイムギャップがあるので、現状と違うところが出てくる。これはこまめに注意書きを加えていた方がよいと思う。今回も山側よりも海側（市街地側）はだいぶ名称が変わったり、建物がなくなっていたりしていた。
- ・なるべくカラフルにしていた方が後から分かりやすいと思う。

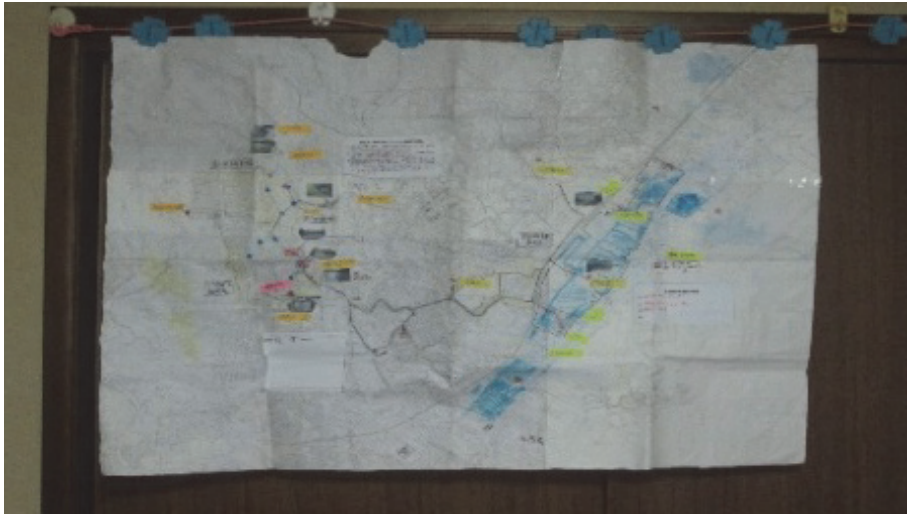
マップ作成は各班ごとに行った。表-10 参照。

表-10 マップ作成作業

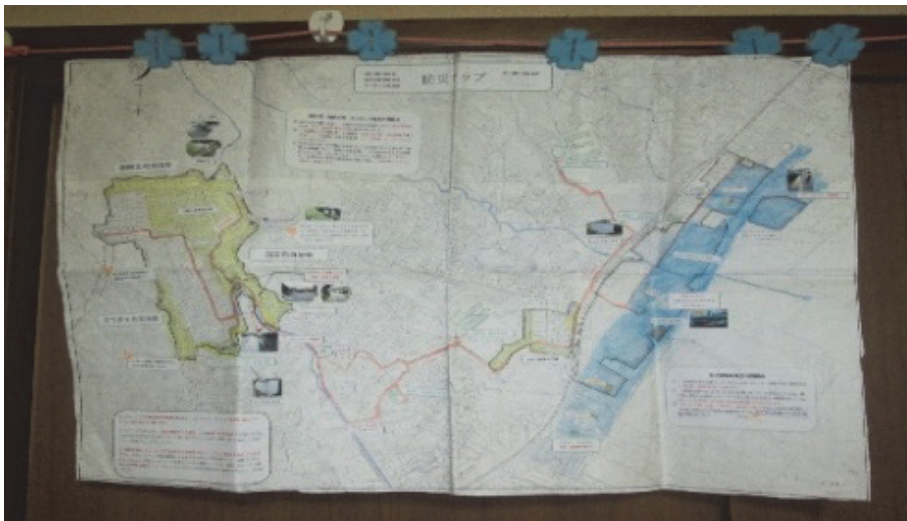
班名	月日	時刻	場所
四王司町	10月6日	9:00~12:00	四王司町公会堂
新四王司町、さつきヶ丘	10月9日	9:00~12:00	新四王司町公民館
松小田中央	10月10日	18:00~21:00	高齢者生活相談室

マップ作成には原則としてまち歩きに参加した方をお願いした。事前に客観的事項については、記入しておく作業が早い。今回は3地区を1枚の地形図にまとめた。

次の写真は3地区をまとめたマップの原稿である。



1回目のマップ（松小田中央）



編集を加えたマップ

【担当者の意見・感想】

- ・まち歩きの原稿をもとに編集するのであるが、その際は文字の多きさ、色、漢字にするかひらがなにするか等を決め、地図の中で統一するようにした。
- ・各自治会で町民館、公会堂等呼び名に違いがあるので注意した。色付けは最初色鉛筆を使用したけど、濃淡が出るので途中から水彩絵の具にした。

マップを完成するため、前ページ下側のマップをもとに、機構に最終的な編集をしてもらった。
またその後、以下の追記、修正及び確認等を行った。

●地図以外の内容の整理（以下を追記）

- ・避難準備情報／避難勧告／避難指示に関する説明
- ・非常時持ち出し品の一覧／持ち出し品メモ欄
- ・避難所・避難場所一覧、及びその説明
- ・行政による防災メール等の説明

●地図に関する記載

- ・現地調査日付を追記
- ・方位（北の方角）・スケールバー（0-100mの目盛り）を追記
（縮尺は、対象町内会によって微妙な違いが出るため割愛した）

●公的内容の記載

- ・制作は「長府東部地区まちづくり協議会」に決定
- ・平成29年度の市・機構の共同研究事業を活用して制作したことを明記
- ・元となる地図の使用に関する国（国土地理院）及び市長の承認について、市に確認を依頼した上で、必要な内容を記載

●防災・避難に関する修正

- ・長府運動場の付近に「体育館は避難場所でない」旨を注記（一覧表も同様）
（運動場が避難場所であれば体育館も含まれるという住民の誤解を防ぐため）
- ・現地調査後にガードレールが新設されたため、それに伴う記載及び写真の修正
- ・現地調査後に病院等の施設の新設・廃止があったため、現状と異なる点を修正

●その他修正

- ・タイトルは左上端ではなく、上部中央に統一
- ・背景色は水色を採用（家庭の壁に貼ったとき違和感のないように）
- ・町内会名称を若干縮小（地元住民には自明なのに大きすぎたので）

4 マップ作成により分かった地域の問題点

(1) 被災時の避難所について

以前、市役所から配布されたハザードマップには、災害種別による避難所の選択は考慮されておらず、長府小学校と長成中学校は災害の種別にかかわらず『避難所』として開設されると、我々は思い込んでいた。2015年に国の『災害対策基本法』が改正され、災害の種類に応じて避難所を開設されるように改正された。このため、土砂災害警戒区域にかかっている両校は、土砂災害時には避難所として開設されないことになっている。

表-11に長府東部地区及び付近にある避難所を記載する。

表-11 長府東部地区及びその付近の避難所一覧

No	名称	所在地	土砂	地震	津波	高潮	洪水	収容人数
1	長成中学校	長府日の出町4-1	○	○	○	○	○	708
2	長府小学校	長府松小田14-1	○	○	○	○	○	377
3	長府第2保育園	長府中六波12-26	○	○	○	○	○	84
4	長府第3保育園	長府松小田本町1-38	—	—	—	—	—	63
5	長府東公民館	長府松小田本町4-15	○	○	○	○	○	273
6	長府運動場	長府江下町	○	○	○		○	—
7	西部高等産業技術学校	千鳥が丘21-3	○	○	○	○	○	476
8	千鳥が丘2号公園	長府千鳥が丘町	○	○	○	○	○	—
9	長府扇町第1運動場	長府扇町4番	○	○	○		○	
10	掛州公園	長府才川2丁目	○	○	○	○	○	—
11	陽光台公園	長府才川2丁目	○	○	○	○	○	—
12	さつきヶ丘児童公園	長府満珠町さつきヶ丘	○	○	○	○	○	—
13	扇町運動広場	長府扇町4番	○	○	○		○	—
							合計	1,981
14	豊浦高校	長府宮崎町1-1	○	○	○		○	510
15	関見台公園	長府宮崎町	○	○	○	○	○	—
16	長府中学校	長府逢坂町3-1	○	○	○	○	○	411
17	豊浦小学校	長府亀の甲2丁目2-1	○	○	○	○	○	468
18	長府公民館	長府土居の内町1-6	○	○	○	○	○	220
19	すみれ保育園	前田1丁目9-1	○	○	○	○	○	105
							合計	1,714

(太字は長府東部地区にある施設)

(2) 災害時の要介護者支援の問題

当初、今回の防災マップ作成に当たり「災害時要介護支援」について、どうかたちで記載できるか検討を試みた。しかしながら、①要介護者のプライバシー②要介護者と支援者の相互理解等非常に難しい課題であることが、先進地視察等で分かってきた。

この問題を我々だけで対処するのは不可能である。連合自治会、まちづくり協議会、民生委員、包括支援センター、下関市福祉政策課などと共通の認識をもって対処することになった。来年以降の検討事項とする。

(3) 若年層、青年層の参加について

8月にマップ作成の計画準備を始めたため、まち歩きは9～10月、編集作業は11～12月となった。中学生にPRするための時間も短く、また学校にとって行事の多い時期であったので、参加をみることができなかった。若い人こそ防災意識を高めなければならないことを鑑みれば、もう少し時間的余裕が欲しかった。PRの方法についても再度検討すべきであろう。

そこで、長成中学校に課外活動の一つとして、『防災部(案)』を作ってもらうことを提案する。来年度、まちづくり協議会に移管される予定の自主防災組織が全面的に協力すれば、学校の負担も少なく済むと思われる。

(4) 年間の活動スケジュールについて

今年度は初めての取組であったため実活動期間が短かったが、来年度以降は、年度初めに速やかに担当地区を決め、夏休み中にまち歩きが終了するように計画すれば、余裕をもって活動できると思う。

注：実際の防災マップ作成マニュアルには、この後に参考資料1、2が付くが、「第3章 現地調査報告」と重複するため、本報告書では割愛している。

第5章 今後の事業継続に向けた 検討事項

1 防災マップの周知方法

(1) 第3回委員会における議論

白木委員より以下の説明があった。

防災マップを作成した以上、住民に対する周知は必須である。これについては、本事業の終了後、防災マップを配布するときに説明会を実施したいと考えている。その際、地域の実情も考慮した上で周知を図る。配布だけではだめなので、どこが要点かをきちんと説明するつもりである。

また、友松委員からは、今回はパイロット事業であり、今後、各地区及び地区全体で進めていくことになる。次年度以降、経緯も含めての説明会を最低1回は実施するとの説明があった。

2 災害時要援護者登録制度の活用

(1) 第3回検討部会における議論

(事務局 岸田)

議論の前提として、要援護者に関する本事業での取り扱いは、「要援護者に対する支援が必要である」という課題を提起し、「専門部署、関連組織等との協議を続けたい」という方向性を示すところまでは、報告書に記載したいと考えている。

(白木委員)

現状、下関市にも「災害時要援護者登録制度」があるが、平成21年の運用開始以来、現在までの登録者数は市全体で60名程度であり、制度の活用が進んでいるとは言い難い。今後、既存の制度を生かしつつ、制度の周知を図ると共に、まちづくり協議会が自治会がより積極的に関わりながら、要援護者の支援を進めていくべきではないか。

(友松委員)

要援護者の問題については、検討部会単独で進めるよりも、市福祉政策課や民生委員、地域包括支援センターなども含めて話し合いの場を持ち、次年度の活動につなげていくことが必要と考える。他市では、まちづくり協議会の下で、自治会が本人の了承を得て名簿・台帳を作成した例もある。下関市でも同様の取組ができないか、検討を続けていきたい。

(長府地域包括支援センター)

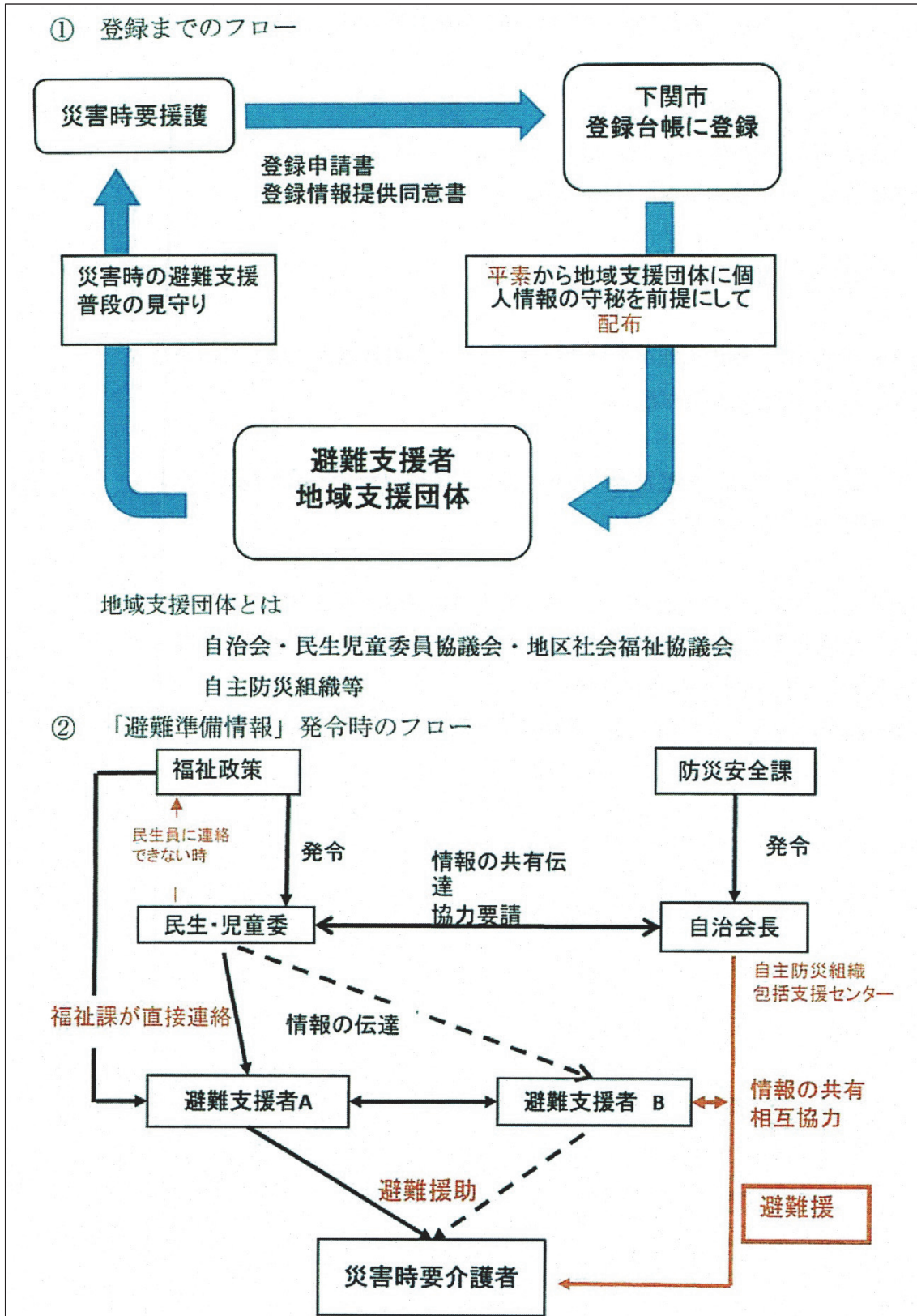
本件は、センターにおいても課題として認識している。すぐには解決できなくても、2～3年かけて取り組んで行くことが重要と考えている。センターとして具体的には、制度や現状に関する勉強会の開催等を進めていきたい。

(白木委員)

本件は、防災マップに関連した内容として、次年度以降に向けて取り組んでいきたい。

(事務局 岸田)

第3回委員会には、福祉政策課にも出席してもらい、次年度に向けたスタートとするのがよいのではないかと考える。本事業の枠内で行えるのはそこまでと考える。



白木委員による下関市災害時要援護者登録制度の概念図

(2) 第2回委員会における議論

白木委員より、以下のとおり要援護者対応の課題について説明。

- ・下関市にも、真庭市、岡山市と同等の制度がある。
- ・要援護者は、自分で援護者2名を探し、福祉政策課に登録する。登録後は、支援団体（まちづくり協議会、民生委員、地域包括支援センター、自主防災組織等）に情報が提供されることとされている。災害時には、福祉政策課から民生委員を通じ援護者に連絡される。
- ・登録前提の制度であるためか、下関市全体で約60件しか登録がない。登録者を増やすのは、まちづくり協議会の仕事と考えている。

続いて、本件に関する質疑応答に入った。

(オブザーバー)

登録が少ない理由として、援護者2名を自ら探さなければいけない点があるのではないかと。身体が不自由で動けない人なら、援護者は大人4～5名必要かもしれず、現実的に確保できないと思われる。民生委員も高齢化が進んでおり、制度として実効性に疑問が残るのではないかと。

(友松委員)

本制度の実態は、必ずしも制度どおりとは限らない。今後、福祉政策課はじめ担当部署との話し合いが必要である。例えば「2名」というのは登録時の話であり、実際にそれで対応できるのか、といった点を詰めていかないと実効性に乏しい。また、現状では連絡も不足している。

(白木委員)

少なくとも、既存の制度をもっとPRする必要がある。多くの住民が制度自体を知らない。

(石津委員)

PR不足との認識は、担当課にもあると思う。今後、まちづくり協議会の研修会等でテーマとしていくことも有効ではないかと。

(オブザーバー・民生委員)

PR不足に加え、まちづくり協議会、自治会連合会、民生委員などで情報が縦割りになっている点も問題と考える。わずか20戸の地域でも、情報が縦割りで制度が機能しない例もある。SNSを活用して情報共有するなど、横串を刺す努力が必要だと思う。

(白木委員)

情報を取りまとめても、どこまでの範囲に配布するか、といったコンセンサスがまだできていないので、現状ではなかなか難しい。

(村瀬委員)

真庭市のように、防災マップを通常版と要援護者版の2種類作成して対応するなど、皆で知恵を出し合えばいい案が浮かぶのではないかと。民生委員が情報を持っているので、双方合意の上で活用できるようにすれば、将来的には防災マップへの掲載も可能かもしれない。

(友松委員)

情報の取り扱いは大変難しく、例えば民生委員から自治会への情報提供にしても、岡山の2事例でも大変慎重に進めており、「対象者一人ひとり、丁寧に対応している」とのことであった。そこまでやらなければいけない問題だと考えている。

(事務局 岸田)

本件は、防災マップづくりの中でも非常に重要な課題であるが、現状は、まだ制度について

学んでいる段階である。したがって、本日は主に制度の紹介にとどめ、第3回委員会では福祉政策課の担当者を招き、質疑応答を依頼したいと考えている。なお、本事業の範囲としては、本件は課題として認識するところまでで、実際の対応は次年度以降に検討を行うこととなる。

(3) 第4回検討部会における議論

下関市福祉政策課担当課長を招いて、以下のとおり意見交換及び質疑応答を行った。

(福祉政策課担当課長)

災害時の要援護者対応は、行政だけでの力は到底無理である。地域の方々の協力があってこそ考えているので、今回のように協力の提案をいただけることは大変心強い。

(白木委員)

本年度の事業として防災マップづくりを実施した結果、要援護者対応を次年度以降の課題として認識するに至ったので、今後は是非とも福祉政策課と協力していきたいと考えている。

(福祉政策課担当課長)

要援護者対応に関しては、下関市では平成20年度から制度化しており、現時点の登録者は全市で41名である。平成25年の災害対策基本法等改正により、名簿作成が義務付けられると同時に、支援団体への提供が可能となった。「援護が必要な人に対し、地域の力を借りていかに安全・安心を守るか」がテーマであり、今後、協議を進めていきたい。

(白木委員)

どのようにして登録者数を増やしていくかが課題と捉えている。次年度以降、協力して進めていきたい。

(友松委員)

希望者をどのように募るかが難しい。民生委員を含む地域の人がいちばんよく実態を知っているが、個人情報やプライバシーの問題もある。彼らと協力しながら登録を進められるかどうか鍵になると思う。

(福祉政策課担当課長)

個人情報保護法の改正により、要援護者に関する情報は原則提供禁止となった。とは言え、何らかの働きかけは必要なので、どのように情報を得て登録を進めるかという点も含め、相談が必要である。

(友松委員)

まちづくり協議会、自治会連合会等であらためて話し合う機会を設け、検討していきたい。

(福祉政策課担当課長)

自治会等への情報提供については課題も多いが、話し合いを通じて協力を進めていきたい。

(事務局 岸田)

本日の議論を、委員会において合意したいので、次回委員会にも出席していただきたい。その上で、次年度以降、協議を続けていくことを報告書にも掲載したい。本件は、防災マップづくりを行う過程で派生した、地域を守る上での課題であり、他のまちづくり協議会でも必ず問題になると思われる。

(福祉政策課担当課長)

全体の方向性は了承した。ただし、実際には情報共有が進んだとしても、要援護者をどのよ

うに支えるかについては地域特性も関係するので、一律の対応は難しく、配慮が必要と考える。

(4) 第4回検討部会における意見交換

第4回検討部会では、参加者から次のような意見が出された。

(民生委員)

- ・現在、福祉マップの作成を考えているので、本事業は大変参考になった。
- ・同時に課題も見えてきたが、その意味でもプラスになった。
- ・若い人の参加に関しては、自主防災組織等を通じて、学校や幼稚園・保育園の行事等にもっと積極的に参加して、全体の意識を高めていく必要があると感じた。

(地域包括支援センター)

- ・要援護者に本当に声かけができる体制を実現したい。
- ・必要に応じて、地図に書き込みができるサイズだと活用の幅が広がると思う。
- ・平成21年から制度があるのに、活用が進まないのはもったいない。一層の普及、理解に向けた取組を進めたい。
- ・ケアマネジャーは多様な情報を持っている。災害時の対応を考えられるよう、地域包括支援センターとして指導を行っていききたい。

(白木委員)

- ・要援護者対応は、先進地域でも2～3年かかっている。焦らず、地道に取り組むことが必要だと思う。登録制度は、市が責任を持つという点に意義がある。

(5) 第3回委員会における議論

下関市福祉政策課担当課長より、下関市の災害時要援護者登録制度について次のとおり説明。

- ・本制度を策定した経緯としては、過去の災害時の教訓から、高齢者や障がい者等の被害が大きいに鑑み、共助に基づく防災施策の一つとして、下関市においては平成21年に制度化したものである。
- ・大規模災害時には、消防等、公的機関等による公助には限界があるため、自助及び共助が重要になると考えている。地域の力が是非とも必要である。今後、各まちづくり協議会とも積極的に協議を進めていきたい。
- ・現時点の登録者は41名と非常に少ないため、拡充が課題である。
- ・平成25年の災害対策基本法等改正により支援者・支援団体が平時から要援護者名簿を持つことが可能になった。名簿は既に作成済みであり、関連部局で共有を進めているところである。

災害時要援護者登録制度のお知らせ

下関市では、行政と市民が一体となって、災害時に助けを必要とする在宅の高齢者や障害者等の要援護者の方を地域の皆さんで支援・協力し合う避難支援活動体制を構築して、誰もが安全で安心して暮らすことができる災害に強い地域社会をつくるため、災害時要援護者登録制度を制定しました。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。



1 災害時要援護者の対象者

災害発生時又は災害の発生が予想されるとき、次の(1)から(4)のいずれかに該当する方で「自力又は世帯の構成員による助力だけでは避難が困難な方」をいいます。

- (1) 要介護の認定を受けた方又は要支援の認定を受けた方
- (2) 身体障害、知的障害又は精神障害の方
- (3) 65歳以上の方
- (4) その他市長が認める方

※ 施設入所の方及び長期入院の方は、除きます。

2 災害時要援護者の登録

災害時要援護者として支援を希望される方は登録申請書を市に提出していただきます。

市は支援に必要な情報を把握する台帳(災害時要援護者登録台帳)に登録します。

登録された台帳の写しは、平素から地域支援団体(自治会、民生児童委員協議会、地区社会福祉協議会、自主防災組織等)に個人情報の守秘をお約束してお渡しし、災害時における迅速な支援体制を整えておくために活用していただきます。

なお、台帳には個人情報に掲載されておりますので、災害時の支援のため地域支援団体等へ情報提供することについてご本人の同意が必要となります。

3 避難支援者とは

災害時要援護者に対し、災害発生時又は災害の発生が予想されるときに災害に関する情報を伝えたり、安否確認や一緒に避難したりするなどの支援を行っていただく方です。また、このような活動ができるように日頃から声かけ等もお願いします。災害時要援護者本人の意向を踏まえて、近隣住民の方々の中から協力を得られる2名の方をお願いします。(避難支援者の選定が困難な方は、市にご相談ください)

なお、避難支援者の住所、氏名、電話番号が登録台帳に記載されますので、個人情報を提供することについて同意していただきます。

4 地域の皆さんへ

大規模な災害発生時には、消防、警察、自衛隊などが安否確認や避難誘導など、さまざまな公的な救援活動を行います。それだけでは限界があります。

この制度は、災害時要援護者を地域の中で見守り、災害発生時又は災害の発生が予想されるときに近隣の避難支援者など地域の方々と共に助け合おうとする共助の精神に基づく地域活動です。

なお、避難支援者はボランティア精神に基づき支援するものであって、台帳への登録によって災害時の支援を強制されるものではなく、また、避難誘導等に関して責任を負うものでもありません。

申請受付開始日：平成21年6月1日(土日祝祭日除く。)

// 場所：福祉政策課、各総合支所市民生活課福祉係、各支所

// 方法：上記窓口へ持参又は福祉政策課へ郵送

〒750-8521

下関市南部町1-1



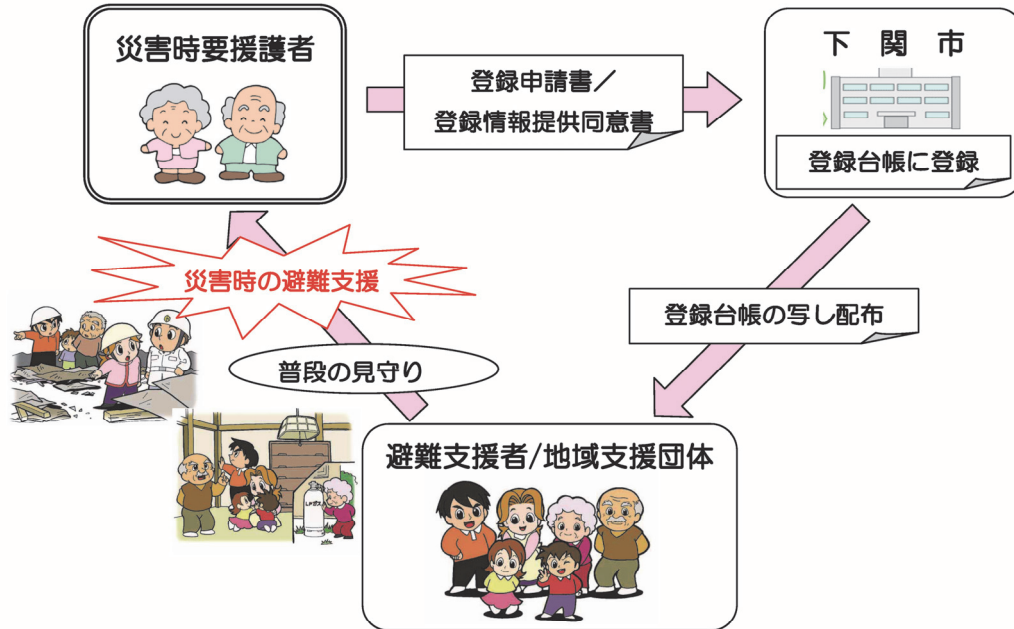
しものせきし



下関市防災メール配信中(登録無料) bousai-shimonoseki@xpressmail.jp

お問い合わせ先：下関市福祉部福祉政策課(登録制度) ☎231-1418
：下関市市民部防災安全課(防災全般) ☎231-9333

災害時要援護者登録制度の流れ



登録に関する留意事項

- ① 災害時に避難支援等の支援を希望する方から登録申請書を提出していただき、台帳に登録致します。また、登録された情報内容の変更や削除する場合は、登録情報変更・削除届書を提出していただきます。
- ② 申請の際、近隣住民の方々の中から避難誘導等を支援していただく「避難支援者」2名の方（1名では災害時不在が考えられるため）を届けていただき、避難する際の避難所、移動手段、避難時の留意事項をお互い確認しておいてください。
- ③ 近隣に避難支援者となる方がおられない場合は、その地区の自治会や民生児童委員が協力して、避難支援者を選定することといたしますので、ぜひ、ご相談ください。どうしても避難支援者の選定が困難な場合は、市にご相談ください。（お近くに避難支援者となっていたいただけるボランティアの方がいらっしゃればご紹介いたします。）
- ④ 災害時には、地域の皆さんで協力し合って安否確認や避難誘導等の支援を迅速に行うため、地域支援団体に登録台帳を提供いたしますので、登録申請者及び避難支援者から登録情報提供同意書を提出していただきます。
- ⑤ 避難所は、原則として市が指定する最寄りの避難所とします。ただし、避難する前に市に連絡し、避難所の開設状況をご確認下さい。
- ⑥ 登録後、登録の通知と「要援護者安心カード」を送付しますので必要事項をご記入のうえ、避難等の非常時に持ち出し携帯して、救護、医療等に役立ててください。

本件に関する質疑応答・意見交換は次のとおり。

(白木委員)

制度への登録者数が少ないのはなぜだと考えるか。

(福祉政策課担当課長)

周知が不十分なことではないかと考える。また、いわゆる「手上げ方式」であることもネックになっているのかもしれない。いずれにせよ、制度の目的は地域住民の安全確保にあるので、そのためにどうするかを考えていきたい。

(白木委員)

登録に至るまで、当地区では13名の説得に2年を要した。説得を行うのは地域住民の役割だと考えているが、そのコンセンサスを作っていくことが大切だと思う。

(事務局 岸田)

防災マップの説明会では、本制度についても説明するのか。

(白木委員)

当然、そうしたいと考えている。

(友松委員)

本件は以前からの課題である。「手上げ方式」だと、なかなか登録が進まない。本事業とは別に、4月から市との協議を進める予定である。現状では、対象者本人を一番理解し、また一番身近な存在なのは民生委員・福祉委員であり、自治会においては福祉委員会、まちづくり協議会においては自主防災組織といった小さな単位を中心に取組を強化し、対象者を網羅していきたいと考えている。

また、現状ではなかなか実行できていないが、名簿の作成・整備を進めていくことが肝要だと考えているので、その点を踏まえて福祉政策課と協議を進めていきたい。また、登録制度に関しては、災害時に「実際に誰が」支援するかをはっきりさせておかないと機能しないので、市と地区とで具体的に決定していく必要がある。今後はその点も併せて検討していきたい。

3 自主避難所の確保・運営方法

(1) 第4回検討部会における議論

白木委員より、土砂災害時の避難所の取り扱いについて市に説明を求めた結果、以下の回答を得たと報告があった。

- ・平成27年の災害対策基本法の改正に伴い、避難所の区分が明確化された。これに伴い避難所がなくなることはないが、土砂災害時に開設されない避難所が発生した。
- ・収容人員減への対策については、とりあえず開設されている避難所に避難した上で、収容人員を越える場合は、市がバス等で別の避難所まで輸送することとなっている。
- ・以上を踏まえて、防災マップの表記方法を検討したい。
→表記については、地図上に災害種別ごとのマークを明記すると共に、災害種別ごとの各避難所の開設状況等を一覧表として掲載することとした。
また、災害種別によって開設される避難所が異なることも、表面に明記することとした。

- ・対象自治会によって想定する災害の種別も変わり、それによって避難所の条件も変わるので今後、防災マップを作成する際は個別に検討することになる。
- ・避難所が開設されているかどうかにかかわらず、住民が向かってしまうことはあり得るので、防災安全課とも相談の上、今後の課題として検討していきたい。

(2) 第3回委員会における議論

白木委員より以下の説明があった。

避難所の絶対数が不足している現状では、自主避難所・場所の確保は是非とも進めなければならない課題である。折に触れ住民に周知し、実際に自主避難所・場所の利用が可能ないようにしていく必要がある。具体的には、例えば四王司町公会堂は土砂災害警戒区域に含まれるなど、今後検討すべき課題は多い。

4 若者の参加を促す方法

(1) 第3回検討部会における議論

(白木委員)

防災講習会もまち歩きも、小中学生の参加はゼロであった。今後、子ども・若者をまちづくり協議会に取り込んでいくために、中学校に「防災クラブ」を作ってもらい、まちづくり協議会で資金・人的な協力をするような提案ができないか。

(友松委員)

全国的に見ると防災クラブは多く存在するようだ。まちづくり協議会から学校・校長に対し働きかけていけば、実現できるかもしれない。手始めに、小中学生を含めた防災訓練の実施を考えてみてはどうか。

(2) 第3回委員会における議論

(友松委員)

「なぜ、市のハザードマップとは別に地区の防災マップを作るのか」という問いに対し、当初は「子どもや女性、高齢者の視点で見た危険箇所を可視化する」という目的があったはずである。そのため子どもの参加を期待したが、実現は意外に難しく、今後の大きな課題と考えている。

まちづくり協議会として可能な取組としては、小中学校と協力して避難訓練を実施したり、小中学校に防災クラブを作ってもらい、その活動に協力したりすることが考えられる。今後、具体的な活動につなげていきたい。

5 次年度以降に向けた意見交換

(1) 第3回検討部会における意見

(村瀬委員)

まち歩きを行っただけでも大変勉強になった。長年住んでいても知らなかったこと、今回初めて気付いたことがたくさんあった。小さな川の名前をはじめ、実際に歩いてみないと分からないことも多く、そうした発見を得られただけでも大きな成果だったと考えている。

(2) 第2回委員会における意見交換及び質疑応答

第2回委員会には、第1回に引き続き、他まちづくり協議会等から多数のオブザーバーの参加があり、各自自己紹介の後、意見交換及び質疑応答に入った。

(山の田地区まちづくり協議会)

まちづくり協議会を立ち上げて1年少々だが、エリアが広いので防災マップは部分的な取組にとどまっている。長府東部地区の取組は大変進んでいると思うので、これから取り組む地区では、本事業の取組をしっかりと読み込んで、大いに参考にしたい。

(勝山地区まちづくり協議会)

現在、防犯・防災プロジェクトを進めているので、是非本事業を参考にしたい。

(安岡地区まちづくり協議会)

地区内の友田川は大雨で氾濫のおそれがある。防災マップについて、本事業を参考にしたい。

(中東地区まちづくり協議会)

防災マップづくりに取り組んでいるが、写真等、具体的な場所が分かる記載はまずいのではないかという点が課題になっており、個人の家屋が特定できないよう配慮している。こうした点は、本事業における取組も参考にしながら進めたい。

(長府地区まちづくり協議会)

まちづくり協議会を立ち上げて間がないため、まだ手つかずの部分が多いが、今後、本事業の内容も参考にしながら取組を進めていきたい。

(東部5地区まちづくり協議会)

東部5地区は災害が少ないためか防災意識がやや薄いですが、まち歩きや防災マップづくりなどの取組を少しずつ進めていきたい。

(川中地区まちづくり協議会)

防災マップづくりを始めているが、以下の点について質問したい。

- ・元となる地図の入手はどうしたのか。
- ・要援護者対応について、真庭市、岡山市の例を詳しく知りたい。
- ・避難場所に関する企業協力はどこが主体となって行ったのか、岡山市の例を知りたい。

(白木委員)

質問に対する回答は以下のとおり。

- ・元となる地図は、都市計画課から入手した。図が古いことは織り込み済みであり、よほど大きな造成等がなければ変わらないので、その点は問題ない。

- ・ただし、縮尺が2,500分の1のため、まち歩きには小さすぎて不便なので、実際に持ち歩いて書き込むための地図は住宅地図を使用した。まとめの際は都市計画課の地図を使用した。
- ・真庭市、岡山市の要援護者対応については、別紙資料に詳しいので参照いただきたい（本報告書では「第3章 現地調査報告」(P.39)として全文を掲載）。
- ・特徴としては、同事例でも要援護者対応には2年半という長い期間がかかっている。
- ・岡山市の例にある避難場所に関する企業協力は、自主防災組織が主体となり、市が協力して実現している。あくまでも地域が主体となっている点に注目したい。

(石津委員)

長府東部地区は企業立地も多いが、現時点で企業協力について考えているか。

(友松委員)

確かに、大企業のほか中小企業団地もあり、企業数は多いが、現状ではまだそこまでは進んでおらず、まちづくり協議会の協力団体である安全協議会を通じて進めている。将来的には、まちづくり協議会が主体となって話し合いができるようにしたいと考えている。

(石津委員)

当地区では8月から毎月、検討部会や先進地視察、まち歩き等、精力的に活動されているが、そうした中で新たな人材発掘は見られたか。また、今後の見通しはどうか。

(友松委員)

検討部会では、普段まちづくり関連の会合に出ない人も多数出席して、活発な議論が行われた。また、まち歩きでも、これまでやったことのなかった人が参加して、積極的に活動してくれた。そうした意味では、本事業は人材発掘にもつながっていると考えている。

今後は、若い人の参加が課題である。現役世代は仕事の都合もあり難しく、また今回は短期間のため小中校生の参加を得ることができなかったが、今後、新たに取り組む地域では、そうした若い人たちを取り込むための工夫もしていきたい。

(石津委員)

他地区では、小学生及びその親を対象に、宿泊を伴う防災訓練を実施しているところもある。そのように、若い人たちが参加できるイベントを開催することで、人材発掘につながるのではないか。

(白木委員)

今回の事業を通じて、若い防災士も誕生している。事業の成果が表れていると思われる。

(事務局 岸田)

検討部会を見ていると、毎回、会議室は満席となり議論百出である。そうした点からも、本事業が人材発掘に果たしている役割は小さくないと思われる。また今後、例えば防災クラブの創設を学校に働きかけるなど、あらたな取組に向けた意見も出始めている。次年度以降に期待が持てる展開である。

(3) 第5回検討部会における意見

①事業を終えて

本事業の取組を終えての感想として、以下のような意見が出された。

(白木委員)

防災マップづくりにまち歩きは必須ではないが、皆で歩いたことにいちばん価値があったと感じている。同じ日に同じ場所で共同作業をしたことは、これまでにない体験であり、住民同士の結びつきが強まると共に、自分の住んでいるまちについて多くの気づきが得られた。

(事務局 岸田)

最終回となる第3回委員会では、今、白木委員から出されたような感想も含めて構わないので、本事業に対するまちづくり協議会の意見を出してほしい。後で取りまとめて、報告書に掲載したい。

(事務局 安田)

本事業では5回に及ぶ検討部会を開催し、他にも地域で集まって積極的に取り組んでいた。皆さんの熱意で、防災マップ、防災マップ作成マニュアル共、よいものができたことを感謝している。

②事業終了後について

防災マップの印刷・配布については本事業の範囲外となるが、おおむね次のとおりとすることが確認された。

- ・防災マップに関しては、年度内に完全データをまちづくり協議会に提供し、その後、印刷・配布を行う。
 - ・防災マップ作成マニュアルは、報告書の別冊として事業範囲内で印刷することを検討する。
- また、本事業終了後の対応について、以下のような意見が出された。
- ・各戸配布は別事業となるが、その際、必ず説明会を開催すべきである。
 - ・その際、防災マップがあっても、避難すべきかどうかの判断は個人の自己責任である旨、周知徹底を図りたい。
 - ・説明会は、土砂災害時に小中学校が避難所にならないことや、長府体育館が避難場所に含まれないことなど、本事業を通じてあらためて認識した点を住民に周知する好機となる。
 - ・防災マップの作成意図をアピールする好機でもある。

(4) 第3回委員会における意見

①オブザーバーの意見

(新四王司地区)

今回の防災マップづくりを通じ、以下のような課題が見えてきた。

- ・当地区では土砂災害時には長府東部公民館に避難するしかない。
- ・その際、土砂災害警戒区域を数か所通らねばならない。これでは高齢者は避難できないし、避難所には既に近所の人があふれて入れないおそれもある。
- ・したがって、とにかく早期に避難を始め、避難所に先着することが肝要である。
- ・当地区は陸の孤島になるおそれも高い。そうした場合は、とりあえず公園に避難して自衛隊

等の救助を待つほかないかもしれない。

(松永委員長)

自主避難場所の確保や運営方法は極めて重要と考える。今後、市との協議を進め、具体的な方策を検討して行ってほしい。

②委員の意見

(松永委員長)

最後に、本事業に関する意見交換を行いたい。

(友松委員)

本事業においては、各方面にわたるアドバイスやサポートなど、機構の力によるところが大きかった。今後、地区内の他自治会でも同様の取組を進めていくが、アドバイザーがいなくなっても、本年度の教訓を基にすれば活動は可能だと思うので、前向きに励んでいきたい。

(竹下委員)

スタート当初は方向性に不安もあったが、精力的な取組で防災マップを完成させることができた。いちばんよかったことは、当地区はこれまで災害が少なかったため避難する機会も少なかったが、自分たちで見て歩くことにより、潜在的な危険が存在するという意識が芽生えたことであったと思う。

(村瀬委員)

本事業に参加してプラスになったことは以下の3点と考える。

- ・普段歩かない地域を住民と一緒に歩き、防災という視点を意識して見て回ったことで、従来とは異なる視点で地域を把握できたこと。
- ・白木委員をはじめ、防災士等の専門知識を持ち、また現役時代のスキルを生かして熱心に地域活動を行ってくれる貴重な人材を多数発掘できたこと。
- ・多様な情報を先取りしながらまちづくりに取り組むことを通じ、自分たちの健康にもよい影響があったこと。

(白木委員)

何よりまち歩きは楽しかったし、防災マップづくりは中学生なら半分の時間で可能だと思う。こうした点をアピールし、若者の参画につなげていきたい。

(岡田委員)

今回、この種の現地視察に初めて参加したが、大変参考になった。真庭市の事例で、自主防災組織は小規模でもよいという話を聞いたのが印象に残っている。当地区でも課題は多いが、今回の経験を生かして防災・防犯に取り組んでいきたい。

(石津委員)

あらためて防災マップを見てみると、災害種別のマークなどの工夫もあり、子どもから高齢者まで見やすく分かりやすいものができたと思う。防災に関する情報をまちづくり協議会を通じて住民に周知してもらえれば、市としてもありがたい。

本事業は、全国の自治組織が共通に抱える高齢化や後継者不足といった課題の解決にも成果があったと考える。他のまちづくり協議会においても参考になると思うので、今後、まちづくり協議会ネットワーク会議等を通じて成果を広めていきたい。

(本庄委員)

市及びまちづくり協議会には大変熱心に取り組んでいただき、有意義な事業になったと考えている。地域課題を住民自らが解決していく住民自治によるまちづくりは、これからの地方自治に欠かせない。報告書は機構の Web サイトにも掲載するので、全国の自治体及びまちづくり協議会等の参考になると思う。

(松永委員長)

本年度の委員会では、委員以外にも各まちづくり協議会、地域包括支援センター、障害者施設等から多数のアドバイザーに参加いただいた。是非、本事業の取組成果を今後の活動に生かしてほしい。

私自身、かつて防災マップの普及活動や洪水予測の指導に携わったこともあるが、これだけ熱心な活動を見たのは初めてであり、驚くと共に感心した。地元の大学として今後、学生や子どもたちの参画についても協働を検討したい。

6 本事業に関する参考事例

(1) 北海道釧路市

北海道釧路市では、災害時対応の一つとして、一人ひとりに合った避難計画地図を作成するため、核となる「防災マイ・まっプランナー」(立案者)を養成している。そのプランナーが地域住民等に対し、避難計画地図作成の研修や訓練を行えるようにする取組である。

中高生を対象とした取組としては、職場体験のカリキュラムの中に「防災マイ・まっプランナー」養成講習を組み込み、若い世代の防災意識向上や人材育成につなげると共に、将来の指導者育成にも期待をかけている。

今後は、自主防災組織を終身に運営している HUG (避難所運営ゲーム) と防災マイ・まっプランナー養成講習を組み合わせるなど、より一層の防災意識向上に向けた取組を進める予定である。

(2) 宮城県多賀城市

宮城県では、東日本大震災を受け、平成 26 年に「防災計学科設置基本構想」を策定した。この基本構想に基づき、宮城県多賀城高校を防災教育のパイロットスクールに設定し、「災害科学科」(1 クラス 40 名)を開設した。防災学習として、通学防災マップづくり、防災ワークショップ、津波標識設置活動とまち歩き等を行っている。

同校では、このほかにも自然科学学習、国際理解学習などを実施している。また地域連携として、市内 6 小学校、4 中学校との連携を図り、防災ワークショップの開催や地区防災キャンプ、ジュニアリーダー育成事業なども展開している。

今後は、地域アーカイブと一層密接に結びつき、東日本大震災の「記憶の伝承」を続けていくことが課題である。

(3) 愛媛県松山市

愛媛県松山市では、全額公費で防災士を養成、地域防災のリーダーとして人材活用を図ってい

る。具体的には、自主防災組織の推薦に基づき、資格取得経費を公費負担する。さらに、児童・生徒を災害から守ることを目的に、私立小中学校・幼稚園・保育園・児童クラブの指導者、福祉避難所・災害協定締結事業所等に公費枠を拡大した。これにより、防災士数は3,836人と、全国市区町村で1位となった（平成29年6月末現在）。

多数の防災士を養成するため、地元大学との連携により、平成26年度から公開講座を開講し、年間500～600名を養成している。市の施設の活用や大学教授・市職員が講師を務めることにより、資格取得費用を抑えることに成功し、市・県の内外から多数の参加者を集めている。

松山市では本事業をはじめとする一連の事業を市の重点施策に位置付け、将来にわたり大学生等の若い力を防災に生かし、安全・安心なまちづくりを進めていく計画である。

（４）東京都渋谷区

東京都渋谷区では、平成18年の条例改正により要援護者情報の外部提供を明文化し、全国的な注目を集めている。災害時要援護者のために個人情報目的外使用を認め、自主防災組織・民生委員・消防団・消防署及び警察署等に対する外部提供を可能にした。

対象者は「単身世帯で要介護度2以上の高齢者と1・2級の視覚障害者や肢体不自由者」とし、名簿登録者は683名である（平成19年3月現在）。従来の「手上げ方式」では災害発生時の対策として不十分との認識から、「関係機関情報共有方式」を採用した。一方、区民の生命・財産に関わる重要事項であることから、実現に当たっては審議会に諮る方法ではなく、区議会での審議を経て条例を改正することとした。

今後に向けては、実際の災害時にどれだけのマンパワーを確保し、地域での支援体制を確立できるかが課題となっており、事業所やボランティアの活用を視野に入れ検討を続けている。

委員会・作業部会名簿

住民自治組織における地域の課題解決に向けた活動の推進に関する調査研究

委員名簿

委員 長	マツナガ 松永	リュウジ 龍児	梅光学院大学 文学部 教授
副委員長	アカホリ 赤堀	マサヤ 方哉	梅光学院大学 子ども学部 教授
委 員	トモマツ 友松	ヒロユキ 弘幸	長府東部地区まちづくり協議会 会長
	タケシタ 竹下	アキオ 明生	長府東部地区まちづくり協議会 事務局長
	ムラセ 村瀬	ヒデユキ 秀幸	長府東部地区まちづくり協議会 副会長
	シラキ 白木	サトシ 聖	長府東部地区まちづくり協議会 防犯防災班長
	オカダ 岡田	トヨアキ 豊昭	長府東部地区まちづくり協議会 防犯防災部会員
	イシヅ 石津	ユキオ 幸紀生	下関市まちづくり推進部 部長
	ホンジョウ 本庄	ヒロシ 宏	一般財団法人地方自治研究機構 調査研究部長
事 務 局	カタダ 堅田	ジュンコ 純子	下関市まちづくり推進部 部次長
	ヤスダ 安田	ナリオキ 成興	下関市まちづくり支援課 課長
	ヤマダ 山田	テツヤ 哲也	下関市まちづくり支援課 課長補佐
	マツイ 松井	トシノリ 俊憲	下関市まちづくり支援課 主任
	キシダ 岸田	タクシ 拓士	一般財団法人地方自治研究機構 調査研究部 主任研究員
基礎調査 機 関	カラサワ 唐沢	タカキ 崇樹	一般財団法人地方自治研究機構 調査研究部 研究員
	いしだ 石田	れい 玲	株式会社粹文堂 代表取締役

作業部会名簿

友松 弘幸	長府東部まちづくり協議会会長
村瀬 秀幸	長府東部まちづくり協議会副会長
岡田 達昌	長府東部まちづくり協議会副会長
竹下 明生	長府東部まちづくり協議会事務局長
浦岡 昌博	長府東部まちづくり協議会顧問
白木 聖	さつきヶ丘自治会 防災マップづくり検討部会班長
岡田 豊昭	八幡町自治会長 防災マップづくり検討部員
水野 實	長府四王司町自治会
坂口 猛	新四王司町自治会
梶山 茂樹	才川一丁目自治会 防災マップづくり検討部員
脇田 信行	長府四王司町自治会
中島 三男	長府四王司町自治会会長
吉富 珪子	松小田中央自治会会長
東 卓二	松小田中央自治会
和田 克彦	長府さつきヶ丘自治会会長
文山 武金	新四王司町自治会
原 朗	才川二町自治会会長
高松 国男	さつきヶ丘自治会副会長
大津 三千雄	さつきヶ丘自治会副会長
佐藤 潔	大藤園施設長
小林 緑	長府地域包括支援センター所長
植田 志津子	長府地域包括支援センター
岸田 拓士	地方自治研究機構主任研究員
唐沢 崇樹	地方自治研究機構研究員
石田 玲	株式会社粹文堂代表取締役（基礎調査機関）
三好 洋一	下関市福祉政策課課長
安田 成興	下関市まちづくり支援課課長
山田 哲也	下関市まちづくり支援課課長補佐
松井 俊憲	下関市まちづくり支援課主任
中藤 信弘	下関市まちづくり支援課地域サポート職員
山田 芳博	下関市まちづくり支援課地域サポート職員

住民自治組織における地域の
課題解決に向けた活動の推進
に関する調査研究

－平成30年3月発行－

下関市役所 まちづくり推進部 まちづくり支援課

〒750-8521

下関市南部町1番1号 電話 083-231-1261

一般財団法人 地方自治研究機構

〒104-0061

東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階

電話 03-5148-0661 (代表)

